【参考２】

世界健康危機モニタリング委員会

（Global Preparedness Monitoring Board: GPMB）の７つの提言（概要）

1. 各国の政府は、国内の資源と財源を、各国内のみならず世界の安全維持、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）、SDG達成に対して優先してふりわけるべきである。
2. G7、G20、G77加盟国と各地域の政府間機関は自らが危機への備えに対する政治的、財政的約束を実行し、かつ、定期的にそれを評価するべきである。
3. 各国政府は、政府および社会全体を牽引するハイレベルの調整官を選出し、定期的に演習を行って健康危機にたいする備えを確立し維持するべきである。
4. 各国と関連機関は最悪の場合に備えるために、ワクチン生産や治療法、薬品製造可能量の増加、広域スペクトラムの抗ウイルス薬及び薬剤を用いない介入方法の開発により投資すべきである。全ての国々は新たに発見された病原体の遺伝子配列情報と共に、限られた医学的対策方法を各国で共有する方法を開発するべきである。
5. 感染症の地域的または世界的な流行による経済への打撃を和らげるべく、国際通貨基金と世界銀行は、改めて各国の評価指標の中に各国の健康危機への備えを加える努力を行うべきである。
6. ドナー、国際金融機関、国際的な基金及び慈善団体は最貧国への健康関連の開発援助をより積極的に行い、最貧国が国連中央緊急対応基金をより利用しやすくするべきである。各加盟国は、WHOが健康危機に対する備えと対策の活動に対する資金的貢献を増額することに同意し、世界銀行の改定版パンデミック緊急ファシリティから補充する制度を確立することも含めて、WHOの緊急対応基金を持続的に財政支援するべきである。
7. 国際連合事務総長は、世界保健機関事務所と国際連合人道問題調整事務所間と共に各国における連携を強化し、健康と人道問題に関する問題に対応すべきである。